

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 9 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
うなぎ稚魚漁業	9	定めなし	令和 6 年 12 月 16 日から令和 7 年 4 月 30 日まで	横須賀市長井にある川間橋橋脚下流端から河口までの川間川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ 700 メートル、東側へ 1500 メートルまでの間の地先海面の区域、同市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 200 メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区域、三浦市初声町入江にある初声橋橋脚下流端から河口までの一番川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々 500 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 6 号及び共第 7 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 許可名義人以外が採捕してはならない。法人においてはあらかじめ定めた 1 名以外が採捕してはならない。 3 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 4 使用漁具は、火光利用たも網及び火光利用さで網とする。 5 許可番号と顔写真付きの	令和 6 年 10 月 7 日から令和 6 年 11 月 6 日まで	令和 6 年 12 月 16 日から令和 7 年 4 月 30 日まで

						<p>標識を身につけて採捕しなければならない。</p> <p>6 全国のうなぎ養殖業者の池入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。</p>		
同上	7	同上	同上	<p>横須賀市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ200メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで700メートルの間の地先海面の区域、同市芦名にある芦名橋橋脚下流端から河口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メートル、北西側へ700メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ50メートル、北側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ200メートル、北西側へ200メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ100メ</p>	<p>共第7号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者</p>	同上	同上	同上

				ートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	葉山町にある森戸橋から河口までの森戸川の区域及び同河口から海岸沿いに北側へ 100 メートルまでの間の地先海面の区域、下山橋から河口までの下山川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 8 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	3	同上	同上	逗子市新宿地先富士見橋橋脚下流端から河口までの田越川の区域、同河口右岸導流堤突端から海岸沿いに北側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域、同市新宿地先不如帰碑の正南線と海岸線との交点から海岸沿いに東側へ 100 メートル、西側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域及び同市小坪にある小坪海浜公園地先海面の区域	共第 9 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	6	同上	同上	豆腐川橋橋脚下流端から河口までの豆腐川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、滑川橋橋脚下流端から河口までの滑川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域、美奈能瀬橋橋脚下流端から河口までの稲瀬川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線極楽寺橋橋脚下流端から河口までの極楽寺川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メー	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上

				トルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線音無橋橋脚下流端から河口までの音無川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	国道 134 号線行合橋橋脚下流端から河口までの行合川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 150 メートルまでの間の地先海面の区域。腰越橋橋脚下流端から河口までの神戸川の区域、同河口から西側の鎌倉市の地先海面。	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	96	同上	同上	藤沢市にある西浜橋橋脚下流端から河口までの境川の区域、同河口から西側の片瀬海岸三丁目の地先海面。下記の ア 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点 イ 江の島ヨットハーバーの北角 ウ 江の島温泉の西角 エ 境川左岸同流堤突端 アイ、イウ、ウエの直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた地先海面の区域。	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	96	同上	同上	藤沢市にある日の出橋橋脚下流端から河口までの引地川の区域、同河口から東側の鶴沼海岸一丁目の地先海面。同河口から西側へ 500 メートルまでの地先海面の区域、藤沢市辻堂西海岸三丁目に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 144 号）の正南線と最大高潮時海岸線と	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の	同上	同上	同上

				の交点から海岸沿いに東西各 200 メートルまでの間の地先海面の区域。藤沢市南部下水処理場排水口から東側へ 200 メートル、西側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域。	漁業権者から受忍されている者			
同上	200	同上	同上	神川橋橋脚下流端から河口までの相模川の区域、同河口左岸導流堤突端から東側へ 500 メートル、同右岸導流堤突端から西側へ 400 メートルまでの間の地先海面の区域。花水川橋橋脚下流端から河口までの花水川の区域及び同河口右岸導流堤突端から東側へ 300 メートル、西側へ 200 メートルまでの間の地先海面の区域。	共第 13 号共同漁業権及び内共第 1 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	8	同上	同上	小田原市酒匂にある酒匂橋、下菊川橋及び連歌橋の下流端から下流側の酒匂川の本流及び支流の区域並びに同河口から海岸沿いに東西へ各々 200 メートルまでの間の地先海面の区域。	共第 15 号共同漁業権及び内共第 3 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	15	同上	同上	小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市国府津にある親木橋橋脚下流端から河口までの森戸川の区	共第 15 号共同漁業権及び内共第 3 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ	同上	同上	同上

				域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市酒匂にある酒匂橋、下菊川橋及び連歌橋の下流端から下流側の酒匂川の本流及び支流の区域並びに同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域、小田原市浜町にある山王橋橋脚下流端から河口までの山王川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市早川にある早川橋右岸側橋脚下流端と同橋左岸側橋脚下流端の見通し線から河口までの早川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。	稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者			
同上	1	同上	同上	大磯町国府本郷にある西湘バイパス橋橋脚上流端から上流へ150メートル、下流へ河口までの不動川の区域、同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。血洗川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。嶋立川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。二宮町山西にある梅沢川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。	共第14号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	<ul style="list-style-type: none"> 1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 3 申請書に記載された採捕従事者以外が採捕してはならない。 4 採捕従事者は27名以内とする。 5 使用漁具は、火光利用たも網及び火光利用さで網とする。 6 採捕従事者は、許可名義 	同上	同上

					<p>人が発行する許可番号と顔写真付きの標識を身につけて採捕しなければならない。</p> <p>7 全国のうちうなぎ養殖業者の池入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--